

## 産業建設常任委員会 委員長報告

今臨時会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第1号横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「これまで適合証で審査できていたものが確認書の添付に変わり、3項目市の審査が増えたということだが、メリットは何か」との質疑に対し、当局より、「今回の変更は法律の改正に基づき、確認書が必要になったものである。市の審査項目が3項目増えたことにより、市の審査時間が増えるが、民間ではその分の時間が減ることになる」との答弁がありました。

また、「国から申請手数料値上げの指示はないとのことだが、市として長期優良住宅を推進するという政策であれば、金額を据え置くという方法もあると思う。あえて値上げしなければならない理由は何か」との質疑に対し、当局より、「認定手数料は自治体で定めるものではあるが、基本的に国からの助言の審査時間に人件費をかけて決まるものである。長期優良住宅の認定になった住宅は、認定手数料を値上げしたとしても税制上の住宅ローン控除などが受けられるというメリットがある。建築確認申請手数料などは県内では同額であることなどを踏まえ、横手市だけ認定手数料を安くするという事は考えていない」との答弁がありました。

このほか、「手数料値上げによる事務担当者への影響」や「長期優良住宅の申請件数」などについての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。